

「しがの農業緊急雇用促進事業」

令和3年度 募集要領

一般社団法人滋賀県農業会議

一般社団法人滋賀県農業会議（以下「滋賀県農業会議という」）では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による失業者を農業法人等が新たに雇用して実施する研修に対して助成を行う「しがの農業緊急雇用促進事業」の参加者を募集します。

事業の対象となる研修生は、原則として2020年4月1日以降に正社員として50歳以上65歳未満で採用された、あるいは、採用予定の方です。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、2021年6月1日（火）～2021年12月までの期間の偶数月に募集しますので、滋賀県農業会議に必要な申請書類を提出してください。

なお、昨年度から継続して事業を実施しようとする者は、Ⅱの応募は不要としますが、Ⅷ本事業の計画承認後の手続きは必要です。

また、年度ごとに予算の限りにおいて交付決定を行いますので、事業計画の承認が翌年度以降の補助金の交付を決定しているものではないことをご承知願います。

応募の際は以下の要領の具体的な内容にご注意ください。

I 助成内容

農業法人等が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による失業者（以下「研修生」という。）を新たに雇用して実施する、農業生産技術や経営ノウハウなど就農に必要な技術を習得させるための研修について助成します。

なお、本事業は、雇用就農者の確保・定着を促進するため、農業法人等が研修生に対して行う実践研修を支援するものです。経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではありませんので、実施についてご留意ください。

1 助成額及び助成期間

(1) 研修に対する助成

農業法人等が研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修等に対して助成します。

ア 助成額

研修生1人当たり年間最大120万円

内訳 ①研修生に対する研修費 月額最大97,000円

②指導者研修費^{*1} 年間最大120,000円

※1 指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

①と②の最大額を合計すると計算上は年間120万円を超えますが、助成額の最大は年間120万円となります。なお、研修期間が12か月に満たないときは、1か月あたり10万円に研修月数を乗じた額を上限とします。

イ 助成対象経費

① 研修生に対する研修費

- (ア) 農業法人等の指導者が、研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料
- (イ) 研修生が外部講師（先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など）から指導を受けた際の謝金、研修生が参加する技術・知識取得に関するセミナー受講料
- (ウ) 研修実施及び資格取得に必要な交通・宿泊費
- (エ) 研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分※

※社会保険（厚生年金保険料、健康保険料）の事業主負担分は対象となりません。

② 指導者研修費

研修生を指導する者又は経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、セミナー受講料、研修に必要な交通・宿泊費等（①の研修期間中に実施するものに限ります。）。

ウ 助成期間

交付決定日から令和4年3月15日

研修実施期間が3か月未満の場合は、助成金は交付されません。2か月以上で1か月に満たない期間は、雇用期間が15日以上の期間を1か月とします。

2 採択数の上限

農業法人等の1経営体あたりの採用者数は2人が上限となります。

II 応募

1 募集期間

第1回 2021年 6月1日（火）～ 6月21日（月）

第2回 2021年 8月2日（月）～ 8月20日（金）

第3回 2021年10月1日（金）～10月20日（水）

第4回 2021年12月1日（水）～12月20日（月）

※受付は土日祝日を除く。

※提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。郵送の場合は、当日必着。

2 申請先

一般社団法人滋賀県農業会議

〒520-0807 大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階

電話：077-523-2439

3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、滋賀県農業会議窓口、滋賀県のホームページで入手できます。

- ① 「しがの農業緊急雇用促進事業」申請書類チェックリスト（様式研第1号）
- ② 研修実施計画書（様式研第2号-1）

※研修計画については、記載例を参照し、記載すること。

- ③ 誓約書（様式研第2号－1別紙1）
- ④ 働き方改革実行計画（様式研第2号－1別紙2）
- ⑤ 雇用契約内容確認書（様式研第3号）
- ⑥ 研修指導者の履歴書（参考様式①）
〔※写真を必ず添付すること。
※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。〕
- ⑦ 研修生の履歴書（参考様式②）
〔※写真を必ず添付すること。
※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。〕
- ⑧ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑨ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は雇用保険法で定める任意適用事業（以下「任意適用事業」という。）に該当する場合であって、応募時点で雇用保険への加入が認められていない場合は、加入申請の事実を証する書類の写し
ただし、応募時点で雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）を提出できない場合は、通知書を入手次第、速やかに提出してください。なお、提出がない場合は、本事業の採択は取消となります。
- ⑩ 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険事務組合が発行する加入関係通知書類の写し（過去に本事業を実施している場合は提出を省略できます。）
ただし、応募時点で労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険事務組合が発行する加入関係通知書類を提出できない場合は、種類が整い次第、速やかに提出してください。なお、提出がない場合は、本事業の採択は取消となります。
- ⑪ 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書及び標準報酬決定通知又は健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し（法人の場合のみ）
ただし、応募時点で健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書及び標準報酬決定通知等を提出できない場合は、確認書及び決定通知等を入手次第、速やかに提出してください。なお、提出がない場合は、本事業の採択は取消となります。
- ⑫ 耕作証明書等（畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることのできない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証明する書類の写し。過去に農の雇用事業を実施している場合は提出を省略できます。）
- ⑬ 研修指導者が認定農業者又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者であることを証する資料の写し（研修指導者の農業経験が5年未満の場合のみ）
- ⑭ 就業規則の写し（研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。10人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。また、賃金規程等の別に定める規程がある場合も添付してください。同一年度内に本事業を申請しており、変更がない場合は提出を省略できます。）
- ⑮ 在留カードの写し（研修生が外国人の場合のみ）
- ⑯ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（参考様式⑥）

Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

ア 概ね年間を通じて農業を営み、本事業終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

「農業法人」、「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人等が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部を概ね年間を通じて請け負う事業体であり、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

イ 農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、必要に応じて就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、農業機械や機器の取扱い及び整備に関する技術、販売や流通及びマーケティングに関する経営ノウハウなどの農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を実施し、かつ、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中ではないこと。なお、実施する研修において作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。

ウ 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、1人の研修生に対して、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営者本人を含む。以下同じ。）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定農業者（法人の場合は代表者に限る。）又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者、次世代人材受入法人等の5年以上の農業経験を有する又は準備型による研修を実施した役員又は従業員とする。

エ 研修生との間で、正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること。農業法人等の役員等でないこと。

オ 生産性が高く人に優しい職場環境作り（以下「農業の「働き方改革」」という。）について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りではない。

カ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

キ 以下の全ての項目について、就業規則若しくはその他これに準ずるものに規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。

ク 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）の場合は、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はその他これに準ずるもの（労使協定の締結含む）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）従業員の人材育成および評価の仕組みを整備すること。

（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

ケ 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。なお、労働時間及び雇用保険等の加入については、次のとおりとする。

（ア）1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は35時間以上であること。また、研修生が障害者の場合は1週間の所定

労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上であること。なお、所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると滋賀県農業会議が認める場合はこの限りではない。

(イ) 雇用保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険及び健康保険の加入に関しては、以下の書類の写しを応募申請時等に提出すること。ただし、任意適用事業に該当する場合であって、応募申請時に雇用保険への加入が認められていない場合は、加入申請の事実を証する書類の写しを添付すること。

① 雇用保険提出書類：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」

② 労働者災害補償保険提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」又は、労働保険事務組合が発行する加入関係通知(複数名応募している場合は1部のみ提出。なお、過去に本事業を実施しており提出している場合は省略できます。)

③ 厚生年金保険、健康保険提出書類：「健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書及び標準報酬決定通知」又は「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」

コ 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障害者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。

サ 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。

シ 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。

ス 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反する、虚偽の報告等農の雇用事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けている等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルがすでに是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「雇用及び研修に関して法令に違反」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとする。

セ 過去に要件違反等に該当したことによる滋賀県農業会議に返還すべき助成金がないこと。

ソ 本事業に係る研修生について、今回の雇用契約より前に正社員としての雇用関係がないこと。ただし、新たに農業に参入した法人であって参入以前の雇用関係がある場合についてはこの限りではない。

タ 本事業において実施する研修生の就農状況等の調査について、研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に報告することを確約していること。

チ 研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと。また、研修生の雇用を理由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした、国による研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。なお、研修開始後に国及び地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認するため、事前に滋賀県農業会議等に相談すること。

ツ 同一年度内に研修生の農業法人等ごとの人数は、2人を上限とする。

ト 滋賀県又は滋賀県農業会議等から研修実施状況、研修の中止理由及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、滋賀県又は滋賀県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

ナ 研修期間中に、研修生に対して日本農業技術検定等の検定試験の受験、又はその他の手法により技術習得状況の確認に努めること。

ニ 農業法人等の研修指導者等は、指導者養成研修会に出席すること。また、研修生を事業説明・研修会に出席させること。

2 研修生（新規就農者）の要件

ア 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業者であって、就農意欲を有し、本事業

での研修終了後も継続して就農する強い意志があり、正社員としての採用時の年齢が50歳以上65歳未満である者。

就農の意志等は、研修実施計画書（様式研第2号-1）の記載内容、研修生の履歴書等により判断する。

- イ 2020年4月1日以降に農業法人等で正社員として就業を開始している者。
- ウ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。
- エ 過去の農業就業期間等が正社員採用日時時点で5年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であるとしがの農業緊急雇用促進事業推進委員会が認めた者。就業期間等とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイト、研修を含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計とする。なお、農業高校、農業大学校等における修学期間は、就業期間に含めない。
- オ 本事業において研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就農状況等の調査について協力することを確約していること。
- カ 研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。
- キ 過去において、農の雇用事業に採択されていないこと。ただし、過去に採択された場合であっても、助成を受けずに事業を中止又は取り下げた場合及当該事業の中止の理由が、研修生の責めに帰すべき理由による解雇、研修生の都合による離職以外の理由であると滋賀県農業会議が認めた場合はこの限りでない。なお、助成期間は、過去当該研修の助成を受けた期間の残期間とするが、過去に農の雇用事業による研修の助成を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜種農業の営農類型と今回実施する農業法人等の営農類型が異なる場合はこの限りではない。
- ク 過去に準備型の交付を受けて研修していないこと。ただし、過去に準備型の交付を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜種農業の営農類型と、本事業を実施する農業法人等の営農類型が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で準備型の交付を受けて研修していた場合はこの限りではない。
 - ケ 滋賀県又は滋賀県農業会議等から研修実施状況や研修の中止理由等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、研修生は、滋賀県又は滋賀県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- コ 本事業による研修実施期間が通算して2年を超える研修生は本事業の対象としません。

IV 計画承認にあたっての審査事項

提出された研修実施計画等について全ての応募要件を満たしている申請について、しがの農業緊急雇用促進事業推進委員会において、次世代人材の育成・定着を図る観点から過去5ヶ年度の農の雇用事業等の研修生の定着状況及び経営状況等の内容を基に総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。また、以下の項目についても審査において考慮されます。なお、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

<優先順位を上げる項目>

- ・ 過去5ヶ年度の農の雇用事業等の研修生の定着状況が高いこと

<その他考慮する項目>

- ・ 法人化していること

V 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、申請のあった翌月上旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 計画承認後の手続き

- (1) Vによる計画承認の通知を受けた者および本事業採用2年目以降も研修を継続する者は、「しがの農業緊急雇用促進事業助成金交付要綱」に基づく「助成金交付申請書」（別記様式研第1号）を別に定めた滋賀県農業会議会長あて提出してください。
- (2) 滋賀県農業会議は、交付申請受理後すみやかに交付決定の通知を行います。
- (3) 助成金の実績報告は研修期間を滋賀県農業会議が定める期間に区切り、複数回行う必要があり、の度に研修記録簿等の書類を提出していただきます。また、原則として研修実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みとしておりますので、研修開始後に滋賀県農業会議等が行う現地確認に協力してください。
助成金実績報告書などの書類が、滋賀県農業会議が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。
- (4) 本事業の研修期間と重複する期間を対象とした国及び地方公共団体の他の助成等を受ける場合は対象となりませんので、必ず事前に滋賀県農業会議等に相談して頂くとともに、研修実施計画書（様式研第2号-1）の「1 農業法人等の概要」欄に事業の内容等を記載してください。
- (5) 採択後、研修指導者等は指導者養成研修会に、研修生は事業説明・研修会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。
- (6) 採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- (7) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。すでに交付した助成金について返還を求めます。
 - ① 著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
 - ② 著しく研修の効果が認められない場合
 - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
 - ④ 滋賀県及び滋賀県農業会議が定める要件等に違反したとき。
 - ⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められたとき。
 - ⑥ 滋賀県農業会議が定める期日までに、研修記録簿等助成金の報告等に係る資料が提出されない場合。

VII 助成金の実績報告（請求）の手続き

1 助成金の実績報告（請求）

しがの農業緊急雇用促進事業の交付決定を受けた農業法人等は、別に定めるスケジュールに基づき、助成金実績報告書（兼請求書）（別記様式研第2号）を以下の書類と合わせて滋賀県農業会議会長あて提出してください。

- ・しがの農業緊急雇用促進事業助成金実績報告書内訳（別記様式研第2号-1）
- ・教育研修助成金の内訳（別記様式研第2号-2）
- ・外部講師等謝金等謝金（別記様式研第2号-3）
- ・旅費（別記様式研第2号-4）
- ・労災保険料、雇用保険料（別記様式研第2号-5）
- ・指導者研修費（別記様式研第2号-6）
- ・語学研修費（別記様式研第2号-7）

2 研修計画等の変更

しがの農業緊急雇用促進事業の研修実施計画または雇用契約内容確認書に変更が生じた場合は、速やかに変更届出書（様式研第6号）を滋賀県農業会議会長あて提出し、承認を受けなければなりません。

3 研修の中止等

しがの農業緊急雇用促進事業の研修を中止、中断、取り下げを行う場合は、速やかに研修（中止・中断・取り下げ）届出書（様式研第7号）を滋賀県農業会議会長あて提出しなければなりません。

4 現地確認の実施

滋賀県農業会議は、研修実施計画書のとおり研修が実施されているかについて、研修実施期間中に農業法人等に対し、複数回の現地確認を実施します。また、働き方改革実行計画の実施状況についても確認します。

5 事業終了時の状況報告

しがの農業緊急雇用促進事業の研修実施計画に記載した研修期間が終了したとき、速やかに事業終了時状況報告書（様式研第8号）を滋賀県農業会議会長あて提出しなければなりません。